

防衛監察本部達第1号

提供された情報の取扱いに関する達を次のように定める。

平成20年2月27日

防衛監察監 櫻井 正史

提供された情報の取扱いに関する達

改正 平成25年8月26日防衛監察本部達第2号

改正 令和元年12月10日防衛監察本部達第3号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 情報の取扱い（第3条）

第3章 情報の報告等（第4条－第6条）

第4章 情報の管理（第7条・8条）

第5章 機関等に対する情報の提供（第9条）

第6章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、防衛監察の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第57号。以下「訓令」という。）

第2条第8号に規定する機関等（以下「機関等」という。）の職員の職務執行における予算執行上の問題点、法令違反行為等に係る情報の提供を受けた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（情報）

第2条 この達において、「情報」とは、訓令第12条に基づき通知された情報及び防衛監察本部に信書、電子メール等により提供された業務実施上の問題、業務改善等に係る情報（定型の紙に転写したものを含む。）をいう。

第2章 情報の取扱い

（取扱い）

第3条 企画室の職員は、情報の提供を受けた場合は、速やかに別記様式第1による管理簿に所定の事項を記載しなければならない。

2 前項の情報については、企画室において、分類、整

理及び保管をするものとする。

第3章 情報の報告等

(防衛監察監等への報告)

第4条 特に重要と認められる情報については、速やかに防衛監察監、副監察監その他の関係する職員に報告をしなければならない。

(関係する職員への通知)

第5条 前条以外の情報のうち、必要があると認められるものについては、関係する職員に、その内容について通知をするものとする。

2 情報に個人情報に係る部分がある場合は、当該個人情報の保護に十分留意しなければならない。

(報告等をする場合の保全措置等)

第6条 前2条の場合において、報告又は通知をする者は、保全上必要な措置を講じなければならない。

2 企画室の職員は、前2条の規定により報告又は通知をした場合は、速やかに別記様式第1による管理簿に所定の事項を記載しなければならない。

第4章 情報の管理

(保管)

第7条 文書及び図画（電磁的記録を除く。）による情報については、施錠可能で容易に持ち運ぶことが困難な保管庫に一括して保管をしなければならない。

2 電磁的記録による情報については、企画室の職員以外の者がアクセス等できないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の保管及び措置に関する責任者は、企画室長の指定する者とする。

(情報の保持)

第8条 情報を知り得た職員は、正当な理由なく、当該情報を他の者に漏らしてはならない。

第5章 機関等に対する情報の提供

(情報の提供)

第9条 防衛監察監が必要と認める情報については、機関等に対し、遅滞なく提供をするものとする。

2 前項の規定により機関等に情報の提供をした場合

は、企画室の職員は、速やかに別記様式第2による管理簿に所定の事項を記載しなければならない。

3 第1項の提供については、第5条第2項の規定を準用する。

第6章 雑則

(委任規定)

第10条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、総務課長が定める。

附 則

- 1 この達は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 平成19年9月1日以後この達の施行前に防衛監察本部において受けた情報については、この達を適用する。

附 則 (平成25年8月26日防衛監察本部達第2号)

この達は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月10日防衛監察本部達第3号)

この達は、令和元年12月10日から施行する。

